

地域介護予防通所活動支援補助金対象団体の募集について

★高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、『高齢者の元気アップ』（要支援・要介護状態にならない元気な高齢者の増加）をめざして、住民主体の通いの場等の活動（通所活動）を実施する団体に対して支援を行います。

≪補助メニュー≫

- ① 充実支援補助金 通所活動の立上げ及び充実のための費用を補助します。
- ② 運営支援補助金 通所活動の運営に必要な費用を補助します。

補助対象団体 以下の①から④までの全てを満たす団体が、補助の対象となる団体です。（地域サロンや転倒予防自主グループなどで、自治会単位で実施されるもの、複数自治会で連携して実施されるもの、地域づくり協議会などの広い範囲を対象として実施されるもの）

- ① 高齢者の体力向上及び閉じこもり予防のための通所活動を実施する団体
- ② 長浜市に住所を有する 65 歳以上の高齢者が 5 人以上会員となっている団体
- ③ 活動を地域の高齢者に広く周知し、積極的に地域の新規参加者を受け入れる団体
- ④ 認知症予防やフレイル予防等の講座（外部講師に限る）を年 2 回以上開催する団体

★長浜市高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金や長浜市老人クラブ活動補助金等の長浜市からの補助金等の交付を受け、又は受けようとする者は、当該年度について補助金の対象外です。長浜市との委託契約に基づき実施する活動も補助対象外です。

①充実支援補助金

補助条件

通所活動を原則月 2 回以上（年間 20 回以上）実施（補助金交付後 1 年以上の実施が見込まれる必要があります。）

◎一度交付を受けると、交付年度以後 3 年間は申請できません。

補助額

補助上限額	会員数 5～14 人	25,000 円
	会員数 15～24 人	30,000 円
	会員数 25～34 人	35,000 円
	会員数 35 人以上	40,000 円

補助率

3分の2

補助対象経費

通所活動の立上げ及び充実のために必要と認められる経費（備品購入費等）

②運営支援補助金

補助条件

通所活動を原則 1 回 1 時間以上かつ月 3 回以上（年間 30 回以上）実施

◎毎年度申請できます。

補助額

補助上限額 40,000 円

補助率

2分の1

補助対象経費

通所活動の運営に必要な経費（人件費・講師謝礼（当該団体の構成員以外の者に限る）・消耗品費・印刷製本費・光熱水費・通信運搬費・手数料・保険料・使用料及び賃借料・備品購入費等）ただし、飲食代、景品代、大会参加費、慶弔費及び寄付金を除く。

手続き方法

提出先：長浜市役所長寿推進課（市役所 1 階）

長浜市八幡東町 632 番地 TEL0749-65-7789

提出書類：交付申請書、事業計画書、収支予算書（抄本）、団体会員名簿、見積書等【充実支援補助金に限る】